

電動キックボード 安全な乗り方は？

改正道交法1年 愛院大で県警が催し



電動キックボードを試乗する
学生＝名古屋市北区の愛知学
院大名城公園キャンパスで

電動キックボードなどの規制が、改正道交法の施行により「自転車並み」に緩和されて1日で1年になった。手軽な交通手段として県内でも利用が広がる一方、事故や交通違反も相次いでいる。県警は1日、名古屋市北区の愛知学院大名城公園キャンパスで、学生を対象に安全な乗り方の啓発イベントを開いた。

改正道交法では、最高速度20^キ以下の要件を満たす電動キックボードを「特定小型原動機付き自転車」と分類。16歳以上なら運転免許なしで運転できる。原則として車道の左端や自転車レーンを走ることができ、最高速度を6^キ以下に設定し、緑色のライトを点滅させれば歩道も通行可能になる。ヘルメット着用は努力義務で、自転車とほぼ同様の交通ルールが適用される。学生たちは運転方法や交

通ルールを確認した後に実際に試乗した。2年の伊藤さくらさん(20)は「20^キは思った以上に速く、6^キは遅くてバランスを取るのが難しかった。スピードが出ていると止まる時に危ない」と話した。

一方で、乗るときは気を付けていると止まる時に危ない。県警交通総務課の担当者によると、乗るときは気を付けていると止まる時に危ない。県警交通総務課の担当者によると、乗るときは気を付けていると止まる時に危ない。

この日は、名古屋・栄の交差点で県警による街頭啓発や取り締まりもあった。

(斉藤和音)